

議案第2号

滝老名市消防団員等公務災害補償条例の全部改正について

滝老名市消防団員等公務災害補償条例を別紙のとおり定める。

平成28年2月28日提出

滝老名市長 内 野 優

提案理由

損害補償の種類等に関する事項を法令の規定に準拠した包括的な規定方式に改め、
非正規消防団員等に係る公務災害補償の支給等について迅速かつ適切に対応したいた
め

海老名市消防団員等公務災害補償条例

海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第184号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）又は救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）に係る損害補償、水防法（昭和24年法律第193号）第45条の規定による水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第56号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）に係る損害補償について必要な事項を定めるものとする。

（損害補償の種類等）

第2条 非常勤消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）に係る損害補償の種類、範囲、金額、支給その他その他の損害補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の規定の例による。

（損害補償を受ける権利）

第3条 市長は、非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは当該負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は次に掲げる消防作業従事者等が当該消防作業、救急業務、水防若しくは応急措置の業務に従事し、若しくは協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病

にかかり、若しくは当該負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状況となった場合は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

- (1) 消防法第26条第1項若しくは第2項又は第39条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定による消防作業従事者
- (2) 消防法第35条の10第1項の規定による救急業務協力者
- (3) 水防法第24条の規定による水防従事者
- (4) 災害対策基本法第65条第1項（同法第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定又は災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置従事者

（損害補償を受ける権利の保護）

第4条 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

（審査請求）

第5条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、審査の方法、損害補償の金額の決定その他の損害補償の完済について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

（報告、申立て）

第6条 市長は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、意見をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検査を受けさせることができる。

（損害補償費の返還要求）

第7条 市長は、非常勤消防団員等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 市長は、協りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた近接補償に金で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、施行日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

3 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

(海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

4 海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14

号)」を「海老名市消防団員等公務災害補償条例（平成28年条例第1号）」に改める。

（海老名市災害見舞金支給条例の一部改正）

- 5 海老名市災害見舞金支給条例（昭和44年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号を次のように改める。

（2）海老名市消防団員等公務災害補償条例（平成28年条例第1号）

（海老名市消防賞励金及び殉職者特別賞励金条例の一部改正）

- 6 海老名市消防賞励金及び殉職者特別賞励金条例（昭和44年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号。以下、「補償条例」という。）第9条第2項により規定する海老名市消防団員等に係る損害賠償の支給等に関する規則（平成18年規則第47号。以下、「補償規則」という。）別表第2に定める第1級から第8級までの障害等級に該当する障害が残った」を「障害の状態（非常勤消防団員等に係る損害賠償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第116号）別表第2に定める障害等級のうち第1級から第8級までの障害等級に該当する障害が残った状態をいう。）となった」に改める。

第4条（「補償条例第11条又は第15条の規定を準用する」を「非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下、「政令」という。）第8条及び第9条の規定の例による」に改める。

別表第3備考を次のように改める。

備考「障害等級及び金額の決定については、政令第8条第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）の規定の例による。